② 持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出する場合
(A) 提出期間：令和７年９月19日（金）から令和７年10月28日（火）17時までに機構に到着した確認申請書等に限り有効とする。
(B) 提出先：(1)契約担当窓口に同じ
(C) 提出方法：提出は持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送は認めない。また、紙媒体の提出と併せて、電子媒体でも提出すること。
なお、郵送による競争参加資格の確認結果の通知を希望する場合は、確認申請書等と併せて、返信用封筒（長３号封筒を使用し、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金の切手を貼付のこと。）を提出すること。詳細は入札説明書による。
(5) 入札書の提出方法等
① 電子入札システムにより提出する場合
(A) 提出期間：令和７年12月18日（木）から令和８年１月16日（金）17時まで
(B) 提出方法：電子入札システムを用いて提出すること。
(C) 受付確認：入札書の受領後に受付票を電子入札システムで発行する。
(D) 提出期間内に提出された入札書であっても、その入札書提出時に使用したＩＣカードが開札の時において有効期限が切れていた場合は、その入札は無効とする。よって、入札書の提出時には、そのＩＣカードの有効期間に十分留意すること。ただし、開札が延期された場合については、この限りでない。詳細は入札説明書による。
② 持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出する場合
(A) 提出期間：令和７年12月18日（木）から令和８年１月16日（金）17時までに機構に到着した入札書に限り有効とする。
(B) 提出先：(1)契約担当窓口に同じ
(C) 提出方法：二重封筒とし、表封筒に「令和８年１月27日開札〔豊川用水二期東部幹線併設水路伊川津工区工事〕の入札書在中」の旨朱書し、上記提出先宛に入札書の受領期限までに必着しなければならない。電送は認めない。詳細は入札説明書による
(6) 開札日時等
① 開札日時：令和８年１月27日（火）11時00分
② 開札場所：独立行政法人水資源機構本社会議室
(7) 再度の入札　入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は再度の入札を行う。
6 確認申請書等のヒアリング
確認申請書等の内容のヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。この場合、出席者は、確認申請書等の内容を説明できる者とする。
7 その他
(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金
(A) 入札参加者は、入札保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
(B) 提出期間：令和７年12月18日（木）10時から令和８年１月16日（金）17時までに機構に到着した入札保証金関係書類に限り有効とする。
(C) 提出先：5(1)契約担当窓口に同じ。
(D) 提出方法：持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送は認めない。詳細は入札説明書による。
② 契約保証金　受注者は、契約保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供、銀行等又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の３以上とする。
(3) 入札の無効　競争参加資格のある者のした入札であっても、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び競争契約入札心得及び現場説明書において示した入札に関する条件に違反した入札並びに開札時において、「２　競争参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。
(4) 落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で、３(4)の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、３(4)の評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
(5) 低入札価格調査　低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかについて、「低入札価格調査」を行う。（詳細は入札説明書別紙１（低入札価格調査関係）のとおり。）なお、このうち、著しい低価格により、品質確保がされないおそれがあると認められる場合は、積算の合理性や現実性等を徹底して調査する「重点調査」を実施する。
(6) 契約書の作成　別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の「10分の４以内」から「10分の２以内」とする。また、部分払の回数は、契約期間において毎月の支払いが可能な回数とする。なお、この場合、中間前払は選択できない。
(7) 配置予定技術者の確認　落札者の決定後（契約締結後）、資格要件を満たしていないことが判明した場合又は、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばない（解除する）ことがある。
(8) 別に配置を求める技術者　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照。）
(9) 手続きにおける交渉の有無　無
(10) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
(11) 関連情報を入手するための照会窓口　関連情報を入手するための照会窓口は、５(1)契約担当窓口に同じ。
(12) 入札の延期等
① 不正な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札者の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。
② 機構の事由により、入札等の延期又は中止をすることがある。
③ 豊川用水二期事業は、現在、独立行政法人水資源機構法に基づく事業実施計画の変更認可手続き中であり、開札日までには認可手続きが了する予定であるが、認可手続きが了していない場合、開札日を延期するものとする。開札日を延期する場合、改めて通知する。
(13) 独立行政法人が行う契約の公表　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人と